

川崎町中小企業人材育成事業補助金

川崎町内の中小企業のみなさまが、中小企業大学校が実施する講座の受講、または、自社に講師を招いて実施する研修を行う際に、その費用の $1/2$ を川崎町より補助します。

豊前川崎商工会議所の会員企業であれば、さらに、 $1/4$ の補助を上乗せします。

予算の範囲内での補助金交付となりますので、お早めにご利用下さい。

対象者

川崎町内に事業所がある中小企業

補助金額

●対象経費の $1/2$ (上限額 1社5万円) ※予算の範囲内で先着受付

※複数事業所で自社に講師を招く場合は上限10万円

※申請は1中小企業につき各年度1回限り

●豊前川崎商工会議所会員企業であれば対象経費の $1/4$ を上乗せ

(上限額 1社2万5千円) ※予算の範囲内で先着受付

※複数事業所で自社に講師を招く場合は上限5万円

※申請は1中小企業につき各年度1回限り

対象経費

受講料

※自社に講師を招いて行う研修の場合、講師謝金及び教材費を受講料とします。

※受講料に宿泊費・食費等が含まれる場合、当該経費は補助対象外となります。

研修前に 提出して 頂く資料

①助成金交付申請書(様式第1号)

②研修受講決定書類または、講師依頼承諾書の写し

③中小企業大学校または、外部講師が発行する研修費用を証明する書類の写し

※商工会議所会員企業で $1/4$ の上乗せをご利用される場合は別途申請書類がございます。

研修後に 提出して 頂く資料

①実績報告書(様式第3号)

②受講修了証書の写し

③受講料または、講師謝金の領収書の写し

④研修資料の写し

⑤出席者名簿

⑥助成金交付申請書(様式第5号) ※助成金額交付決定後に提出

※商工会議所会員企業で $1/4$ の上乗せをご利用される場合は別途申請書類がございます。

【申請の受付／お問合せ】

豊前川崎商工会議所(田川郡川崎町大字川崎351-10)

TEL: 0947-73-2238 FAX: 0947-73-4301

